

パブリックコメント実施結果報告書

平成22年12月2日

(担当課)	警察本部 刑事部組織犯罪対策課
(担当者)	前田、清水
(連絡先)	0857-23-0110

テーマ:「鳥取県暴力団排除条例(案)の概要」について

<手段別意見応募件数> (()は応募者数)(意見件数を記入してください。応募者数は()書きしてください。)
(記入例:1人が提出したものに3つの意見が記入されていた場合、3(1)と記入してください。)

郵便	ファックス	電子メール	県民室・県民局へ	警察署意見箱	計
2(2)	2(2)	10(9)	3(2)	17(10)	34(25)

その他方法の例:意見交換会、電話、イベント等

<応募意見の政策案等への反映状況>

対応状況	件数	主な意見
反映したもの (一部のみ反映した ものを含む)	12	条例案は大変意義があり、早い施行に期待する。 条例制定は、暴力団の壊滅及び県民の安全で平穏な生活を確保するために是非必要。早期成立を期待している。 お祭りで暴力団を利用したり、暴力団の露店を出させないようにすべきではないか。
既に盛り込み済み	3	暴力団は社会の隅々に浸透している。条例を早く制定して、暴力団にお金を出している飲食店や風俗店等は、もっと厳しく取り締まってほしい。 学校教育においても、暴力団の社会悪について勉強の中に取り入れるべきである。 この条例で一番大事なことは、被害者への保護対策です。
今後の検討課題	7	暴力団の組名、事務所の所在地、構成人員、フロント企業、協力団体等をインターネットで公開することが必要ではないか。 県内に存在する反社会的勢力の団体名、住所などは県民に周知されていないと考える。公表することができるのか、できなければどのように県民に周知するのか。 ペナルティーとしての公表のあり方は、官公報のみでなく、マスメディアを使って行えば、青少年への理解も深まると思う。 暴力団事務所の開設、運営の禁止はどの程度の抑止力になるのか。もう一步踏み込んだ条例にならないか。 暴力団に対する排除は、より多くの一般人に正しい情報を提供することである。 義務教育分野では、暴力団の活動実態等について学ばせる必要がありますが、そのためには警察から教員に対する暴力団講習が必要になります。
対応困難	6	暴力団事務所の開設、運営禁止の範囲が200m周囲では狭いと思う。1キロの区域内とすべきではないか。 暴力団事務所の開設、運営禁止の範囲が200m周囲ではあまりに近すぎであり、もっと広く500メートルの区域内と変更できないか。 県内すべての場所での暴力団事務所の開設、運営を禁止すべきである。 罰則と罰金を増やすべきである。 暴力団を社会から排除するためには、もっと規制や罰則を厳しくしてもいいくらいだと思う。 公衆浴場等に入浴する刺青の人も、条例で排除できないか。
その他(例:施策の 体系外の意見等)	6	条例の概要や基本理念等、もっと詳しく教えてください。 暴力団を孤立させ、県内から追い出すことを目的とした条例なのか。県民にとって暴力団は怖いものであり、基本理念に書かれても守れないのではないか。
計	34	

上記分類が困難な場合は、担当課整理による分類でもかまいません。

意見募集結果概要所を、一部添付してください。>

他の公表方法として該当するものに を付してください。

とりネット(実施担当)	報道機関への資料提供	県議会への報告	県民室等での縦覧等	広報誌等への掲載	その他

その他の例:審議会報告等